車 を 運 転 ルチェックが する 従 員 厳 対 す な ŋ ま

弁護士

日

和

優

to

1 アルコールチェックの義務付け

今年4月1日から、一定の要件を満たす 使用者に対して、安全運転管理者を選任し て、運転手の酒気帯びの有無(アルコール チェック)を目視で確認することが義務付け られました。さらに今年10月1日からは、目 視での酒気帯び確認に加え、アルコール検 知器による確認も義務づけられる予定でし たが、内閣府の方針により延期されることに なりました(新しい施行日は未定です。)。

今回は、この改正について解説したいと 思います。

2 改正のポイント

従前(2011年)から事業用の自動車(緑 ナンバー)の運転者に関しては、アルコール チェックが義務付けられていました。しか し、今回の改正では自家用の自動車(白ナン バー)も対象となっています。そのため、会 社の営業車や社用車であっても対象となる ことになりました。また確認した内容は記録 し、その記録は1年間保存しておく義務があ ります。

3 対象となる事業所の規模

対象となる事業所は、①乗車定員11人以上 +自動車を1台以上使用する事業所か②乗車 定員10人以下でも自動車を5台以上使用する 事業所のどちらかに該当する場合です。

さらに、20台以上の自動車を使用する事業 所については、副安全運転管理者も選任する 必要があります。

なお、二輪車については、1台を0.5台とカウ ントします。

4 罰則

安全運転管理者・副安全運転管理者を選 任する義務を負う使用者が、その選任を怠っ た場合、5万円以下の罰金が科されます。

他方、安全運転管理者・副安全運転管理 者が適切に設置されていれば、アルコール チェックについて不備があったとしても直接の 罰則はありません。しかし、アルコールチェック の不実施や、不適切な実施が判明した場合は、 使用者と安全運転管理者は、公安委員会から 必要な報告・資料の提出を求められたり、道路 管理者の解任を命じられる可能性があります。

弁護士

髙

橋

祐



裁判員裁判が始まって10年以上が経 過しました。ここでは、裁判員の選任過 程、選任後の関わり方を簡単に説明しま す。裁判員の選任過程は、3段階ありま す。①選挙権を有する国民の中から、来年 1月から12月に行われる裁判員の候補者 がくじで選ばれ、名簿に登録されます。登 録された人には、前年の11月頃に、郵送 で通知がされます(通知が無ければ翌年 は裁判員になることはありません)。②裁 判員裁判の日程が決まると、この名簿か ら、裁判員選任手続に出頭を求める人を 選定します。③裁判員選任手続に出頭し た人の中から裁判員を抽選で選任しま す。このような流れで裁判員が選任されま す(ちなみに、裁判員に選任される確率 は、宝くじよりも低いそうです)。

裁判員選任後は、裁判官と共に法壇上 の椅子に座り、刑事裁判を進めます(な お、裁判官が質問(補充質問)をするよう に、裁判員も直接、証人や被告人に対して 質問ができます)。裁判員の判断事項は、

(A)被告人が起訴状記載の行為を行ったか(B) 有罪の場合の量刑、という2点に収斂されま すので、この2点を意識しながら法廷で証拠 や証言を見聞きすることになります。

法廷での手続後は、裁判官と裁判員が同じ 目線・土俵で議論(評議)します。評議では裁 判員の意見・視点を最大限判決に取り入れる ことを念頭に置いています。ですので、間違っ た発言をすることが恥ではなく(そもそも、間 違った発言など無いのです)、積極的に意見 を言わないと市民感覚が反映されない事態に 陥ってしまいますので、意見を言わないことの 方が恥ずかしいと思うくらいでちょうど良いの ではないでしょうか。評議の最後は、結論を決 める多数決(評決)を行います。この多数決に は、多数側に一人でも裁判官が入る必要があ ると法律上決められています(トラップと表現 する裁判員もいるようです)。

裁判員裁判の概略を説明しました。裁判員 を経験された方はほぼ総じて経験して良かっ たという感想のようです。ぜひ、参加を前向き に検討してみてください。